

都市計画道路 高山富雄小泉線の都市計画変更の概要

(変更区間: 奈良市中町～奈良市中町)

(都) 高山富雄小泉線の概要

都市計画道路 高山富雄小泉線は、起点を生駒市高山町、終点を大和郡山市小泉町とする標準幅員22m、延長約14,190mの幹線街路です。当初、昭和39年に大和郡山市域が大和郡山市の道路網を形成する外環状線として都市計画決定され、その後2回の都市計画変更を経て、最終、平成15年に車線明記と同時に幅員の見直しにより「3.3.55 高山富雄小泉線」に名称変更されています。

道路計画変更の概要

県道枚方大和郡山線の2車線区間を4車線化し、ミッシングリンク（未整備の部分）をつなぐことにより、国道24号等に集中していた南北方向の交通を受け持つことが可能となることから、今回、(都) 高山富雄小泉線のうち、第二阪奈有料道路から北側の未着手区間（下図の黄色着色箇所）についての見直し（線形の変更）を行い、県道枚方大和郡山線の4車線区間を接続するよう以下の変更を行います。

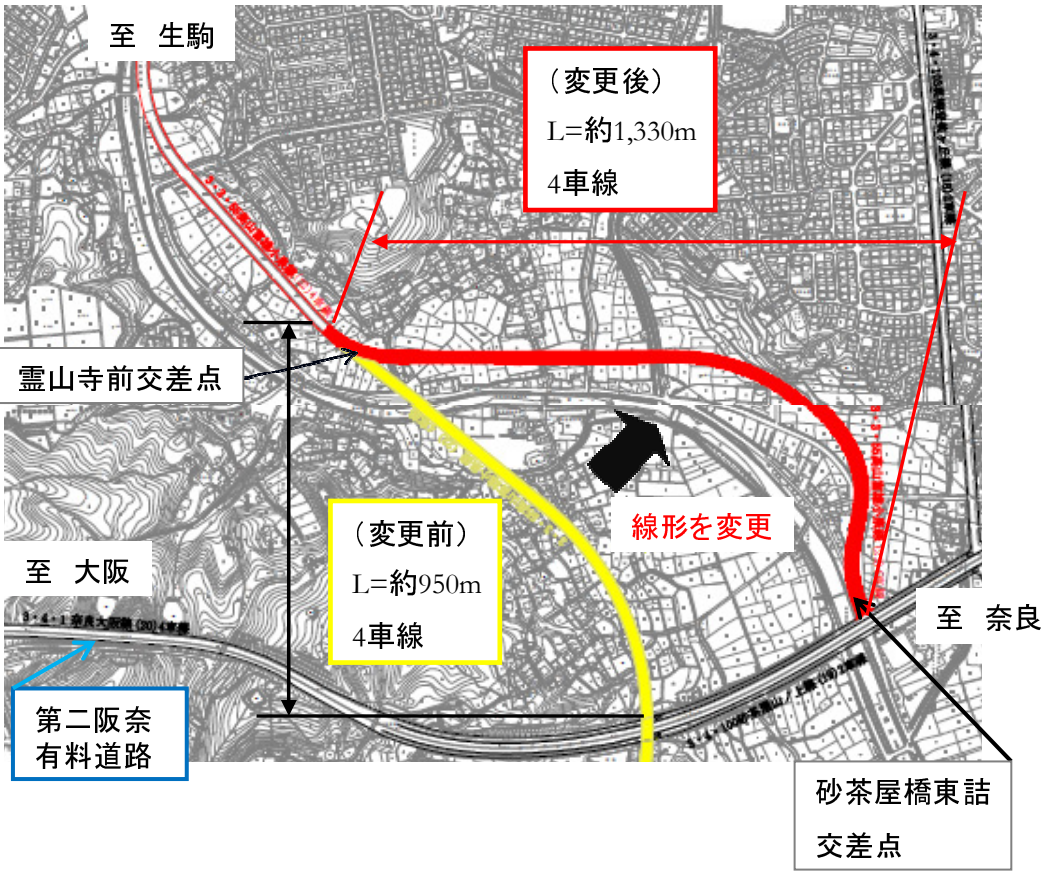
- 道路線形を変更
- 奈良市中町地内の延長を約950mから約1,330mに変更

(都) 高山富雄小泉線 路線概要

【区間】	(起点) 奈良県奈良市中町 (終点) 奈良県奈良市中町
【延長】	約1,330m
【計画交通量】	20,700台/日
【道路区分】	第4種第1級
【道路構造】	車線数：4車線 車線幅員：1車線あたり3.25m 標準幅員：22.0m

計画変更の内容

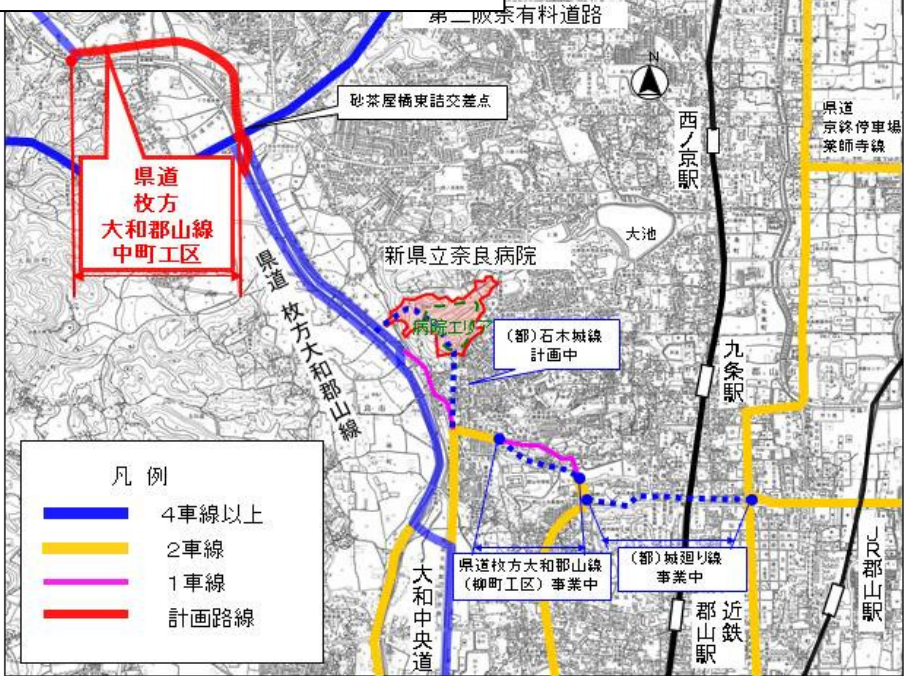
計画平面図



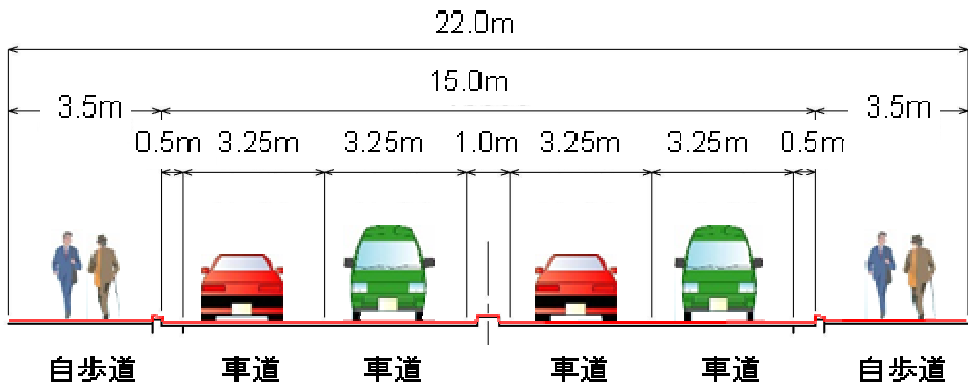
都市計画変更を定める背景

県道 枚方大和郡山線は生駒市内と大和郡山市内を結ぶ県南北の広域幹線道路となっており、概ね4車線で整備されています。しかしながら、奈良市中町周辺のみが2車線で部分的に狭くなっており、広域幹線道路のミッシングリンク（未整備の部分）となっています。そのことから、ミッシングリンク（未整備の部分）である砂茶屋橋東詰交差点を先頭に、渋滞が発生している状況となっています。また、渋滞解消だけでなく、新県立奈良病院のアクセス道路としての利用も期待できます。

県道 枚方大和郡山線 位置図



標準横断面図



(都)高山富雄小泉線の整備効果

- ①県北西部から（都）大和中央道経由により、大和まほろばスマートICを介し、西名阪自動車道や京奈和自動車道にアクセスする広域幹線ネットワークを構築します。
- ②砂茶屋橋東詰交差点の渋滞を解消し、円滑な交通を確保します。
- ③新県立奈良病院へのアクセスルートを確保し、救急搬送における速達性を図ります。

環境への影響

都市計画の案の区間の中で、環境予測を実施した結果、大気質、騒音、振動のすべてにおいて環境基準等を満足する結果が得られています。

- 大気質
二酸化窒素の予測値は0.033ppmです。これは「1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」の環境基準^{*1}を満足しています。
また、浮遊粒子状物質の予測値は0.049mg/m3です。これは「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であること」の環境基準^{*2}を満足しています。
- 騒音
騒音の予測値は、（都）高山富雄小泉線沿いでは、昼間で66dB～67dB、夜間で62dB～64dBです。これは「昼間で70dB以下および夜間で65dB以下であること」の環境基準^{*3}を満足しています。
- 振動
振動の予測値は、昼間で41dB～49dB、夜間で35～42dBです。これは、「昼間で65dBおよび夜間で60dB以下であること」の要請限度^{*4}を満足しています。

※1：二酸化窒素に係る環境基準について
(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

※2：大気の汚染に係る環境基準について
(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

※3：騒音に係る環境基準について
(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

※4：振動規制法
(昭和51年6月10日法律第64号)
第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

都市計画の手続き及び事業の流れ

都市計画で定める内容

- 路線の位置・区域
縮尺2500分の1の地図上に、その位置及び区域を表示します。
- 道路の基本的な構造
道路の幅員、車線数及び道路構造の基本的な形式（高架、平面道路などの別）などを定めます。

地元説明会（現在はこの段階です）

- （都）高山富雄小泉線の都市計画原案について、住民の皆様にご説明します。

都市計画の案の作成

- 地元説明会での皆様のご意見や奈良市・大和郡山市の意見を参考に都市計画の案を作成します。

公告・縦覧

- 都市計画の案は、2週間、県庁都市計画室、奈良市役所、大和郡山市役所において、住民の皆様にご縦覧します。県や市の公報等により縦覧の期間や場所等をご案内します。
住民の皆様は、この期間中に意見書を県に提出することができます。

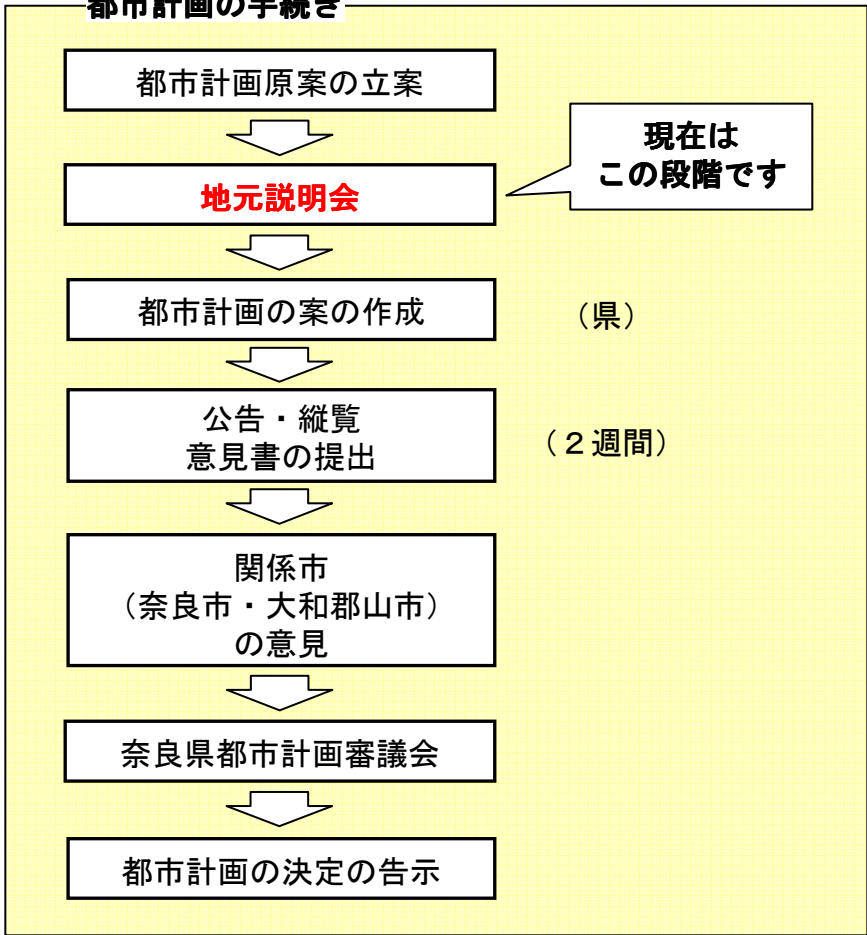
奈良県都市計画審議会

- 都市計画の案は、奈良県都市計画審議会にて審議されます。
第三者の立場から客観的かつ総合的に審議するのが都市計画審議会です。地元説明会で述べられたご意見や縦覧期間中の意見書の要旨も審議会に提出されます。

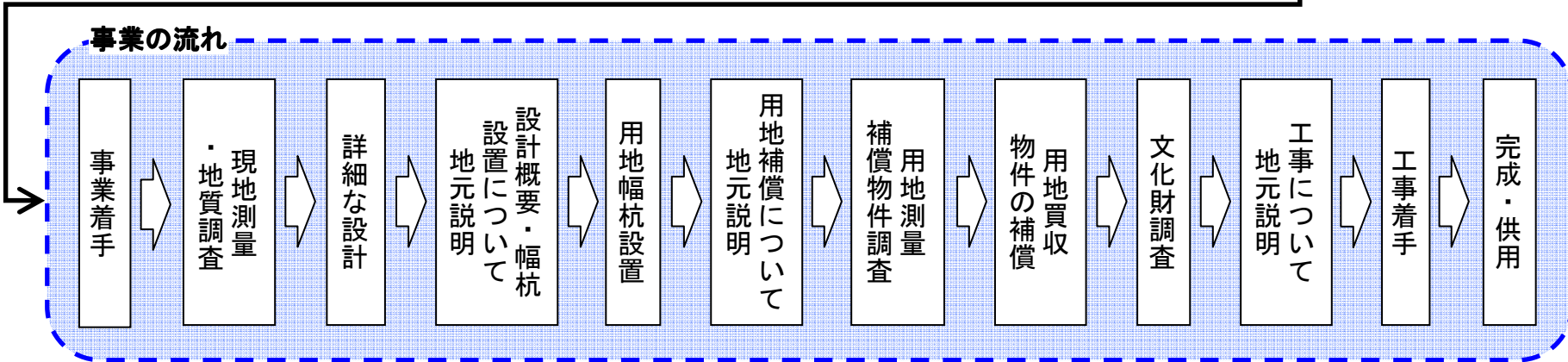
都市計画の決定の告示

- 奈良県都市計画審議会の議を経た後、都市計画の決定の告示をします。

都市計画の手続き



事業の流れ



都市計画決定後、事業を実施するにあたっては、測量・調査、設計・用地買収、工事の各段階で関係する住民の皆様と協議しながら進めて参ります。

本計画についてのお問い合わせ先

(都市計画について)

○奈良県
土木部まちづくり推進局
都市計画室計画調整係
【住所】奈良市登大路町30
【電話】0742-27-7520（直通）

○奈良市
都市整備部
都市計画課
【住所】奈良市二条大路南1-1-1
【電話】0742-34-4748（直通）

(事業について)

○奈良県
土木部
道路建設課事業計画係
【住所】奈良市登大路町30
【電話】0742-27-7495（直通）

○奈良県
奈良土木事務所
幹線建設課
【住所】奈良市南紀寺町2-251
【電話】0742-23-8011（代表）